

児島商工会議所 児島せとおおはし共済「見舞金等の各制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「児島せとおおはし共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する共済制度「児島せとおおはし共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「児島せとおおはし共済」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(給付内容)

第3条 本制度の給付は、見舞金・祝金・祝品とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。また見舞金支払いはそれぞれ年一回を限度とする。

(脱退)

第4条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「児島せとおおはし共済」から脱退するものとする。

共済制度「児島せとおおはし共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会議所の会員・特別会員・特定商工業者でなくなったとき
- ② 会員事業所が共済制度「児島せとおおはし共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ③ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第5条 対象者は、見舞金・祝金・祝品の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（病気入院開始日、事故通院開始日、入籍日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

(付則)

第1条 この規約は、令和元年5月15日より実施する。

別表1 見舞金・助成金・祝金給付内容

<給付する場合>

●病気入院見舞金

対象者が疾病により10日以上入院した場合に病気入院見舞金として支給する。
(見舞金は、定期保険からの保険金・給付金が支払われたときは支給しません。給付は1事由かつ年1回が限度)

●事故通院見舞金

対象者が傷害を被り、10日以上医療機関へ通院した場合に事故通院見舞金として支給する。(見舞金は、定期保険からの保険金・給付金が支払われたときは支給しません。給付は1事由かつ年1回が限度)

●結婚祝金

加入より継続1年以上経過した加入者が結婚した事業年度に支給する。

●満了時健康祝品

加入者が実年齢70歳に到達した事業年度に進呈する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

■共通：

- ・ 会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・ 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・ 請求当月分の掛け金が入金されないとき

■病気入院見舞金

- ・ 正常出産による入院の場合

■事故通院見舞金

- ・ 針灸、あんま、マッサージへの通院の場合

■<用語の定義>

- ・ 対象者：児島せとおおはし共済に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・ 特定親族：①対象者の配偶者②対象者の同居の親族

なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。

- ・ 傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

* 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金・祝品給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	・ 当所指定請求書 ・ 入退院日が明記された診断書または退院証明書 または領収書（コピー可）
事故通院見舞金	・ 当所指定請求書 ・ 通院日数・対象者名のわかる領収書等（コピー可）
結婚祝金	・ 当所指定請求書 ・ 戸籍抄本等（その他結婚年月日を証明する書類のコピーでも可とする）
満了時健康祝品	・ 請求書等不要 ・ 当所において該当者を確認し進呈する